

判例時報1月1日号 (No.2350)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	97	広島高判H29.6.1 (損害賠償請求控訴事件) [確定]	外国船舶の衝突事故に関する損害賠償請求に係る法律事務を受任した弁護士に善管注意義務違反があったとして、委任契約における債務不履行責任が認められた事例。	本決定は、海事事件の経験の浅い弁護士が、海難事故において世界的な慣行とされている、保証状の発行を要求しなかつたために、被害者が債権回収を図ることが不可能となったとして、 <b>債権保全措置義務違反(善管注意義務の内容)</b> が認められた事例である。1審は弁護士の善管注意義務を否定したのに対し、控訴審が善管注意義務を肯定している点で判断が分かれている。弁護士の善管注意義務は、職務の性質上高度で専門的なものである。 <b>たとえ、海事事件の経験が浅くても、文献を調べる、海事事件専門の弁護士に協力を仰ぐなどして、依頼者に不利にならないように海事の知識を身に付ける必要がある</b> と裁判所が明言している点が印象的である。

判例時報1月11日号 (No.2351)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	3	最判H29.7.24 (過払金返還請求事件) [破棄自判] 民集71巻6号掲載予定	認定司法書士が弁護士法72条に違反して締結した裁判外の和解契約の効力	本判決は、これまで判例のなかった認定司法書士が弁護士法72条に違反して締結した裁判外の和解契約は、その内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならない旨を示したものであり、実務的にも、理論的にも、重要な意義を有する。
2	7	最判H29.10.23 (損害賠償請求事件) [破棄差戻]	個人情報の漏えいを理由とする損害賠償請求訴訟における損害に関する原審の判断に審理不尽の違法があるとされた事例	いわゆる、ベネッセ個人情報流出事件の最高裁判決である。原審(大阪高裁)が、 <b>自己の氏名、郵便番号、住所、電話番号、性別、生年月日</b> が漏えいすることにより不快を感じるとしても、それだけでは被侵害利益として直ちに損害賠償を認めることができないとしたのに対し、最高裁が、 <b>前記の情報はプライバシーに係る情報として法的保護の対象となると判断し、精神的損害の有無及び程度について審理不尽の違法があると判断した。</b> →どの程度の精神的損害があるかについては判断の方向性を示唆するものではない。
3	83	最判H29.7.7 (地位確認等請求事件) [一部破棄差戻・一部上告棄却]、裁判集民事256号搭載予定	医療法人と医師との間の雇用契約において時間外労働等に対する割増賃金を年俸に含める旨の合意がされていたとしても、当該年俸の支払により時間外労働等に対する割増賃金が支払われたということとはできないとされた事例	本判決は、医療法人とその雇用する医師(年俸1700万円)との間で、 <b>年俸制の下で割増賃金を月額給与に含める合意〔定額残業代〕がされている</b> という事実認定の下において、労基法37条の趣旨等を踏まえて、 <b>従前の判例法理を再確認した上で、「判別」要件を満たさない限り、労基法37条に定める割増賃金を支払ったということとはできない</b> と判断したものであり、実務上参考になるものである(→判例時報2353号に判例評釈あり。ポイントは下記参照。)

判例時報2月1日号 [2353号] 165頁・東京大学水町勇一郎教授の判例評釈

- ①本判決の重要な意義は、高報酬の医師(年俸1700万円)にも労基法37条の規制が及ぶとした点、および、その判断の前提として労基法37条の趣旨を明確に示した点である。
- ②**最判H6.6.13 (労判653号12頁)【高知県観光事件】**以来、最高裁は、定額残業代の労基法37条違反性について、**通常の労働時間に相当する部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができ(「判別」要件)**、割増賃金に当たる部分が法定計算額以上でなければ、このような支払方法はできないという考え方を採用している(近時の最高裁として、**最判H24.3.8労判1060号5頁【テックジャパン事件】**、**最判H29.2.28労判1152号5頁【国際自動車事件】**)。
- ③裁判例の中には、高報酬で業務遂行に裁量性がある労働者には、上記②の考え方は妥当しないとするものがあった。**東京地判H17.10.19労判905号5頁【モルガン・スタンレー・ジャパン事件】**(基本給月額183万円余りのプロフェッショナル社員について、時間外労働の対価も基本給の中に含まれているとの合意を認めても、労基法37条の趣旨に反することにならないとした事案)
- ④本件の1審・原審も、給与が高額で労務提供に裁量性がある医師については定額残業代を認めても労働者としての保護にかかるおそれはないとして、割増賃金が定額給与に含まれると判断した。
- ⑤本判決は、労基法37条の趣旨に、「労働時間の原則の維持を図るとともに、**加重な労働に対する労働者への補償を行おうとするものである**」という点に加え(最判S47.4.6民集26-3-397【静岡県教職員事件】)、「**時間外労働等(の)抑制**」が含まれることを最高裁として初めて明言した。
- ⑥水町教授の理論的分析によると、労基法の趣旨には、①長時間労働者等に対する労働者への経済的利益の補償、②労務提供に裁量性のない労働者に対し自律性が欠如するなかで長時間労働等が強いられることに対する補償、③使用者への割増賃金賦課による時間外労働等の抑制がある。①②については、高報酬で業務遂行に裁量性のある労働

者の保護に欠けることはないという理屈が妥当するが、③については、高報酬で労務提供に裁量性のある労働者にも同様に及ぶ。現に、医師、マスコミ、システム・エンジニアなど専門性・裁量性の高い職種で長時間労働による健康被害等が深刻化している。  
 ⑦本判決は、いわゆる「働き方改革」として医師を含む労働者一般の長時間労働の是正に向けた政策的取組みが進められているなか、この改革の流れに沿った判断をした判決としても位置づけられうる。

判例時報1月21日号 (No.2352号)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	91	最判H29.8.30 (売渡株式等の売買価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件) (抗告棄却) 民集71巻6号搭載予定	会社法179条の4第1項1号の通知又は同号及び社債、株式等の振替に関する法律第161条2項の公告がされた後に会社法179条の2第1項2号に規定する売渡株式を譲り受ける者が、同法179条の8第1項の売買価格の決定申立てをすることの可否【消極】 *平成26年改正会社法で導入された「特別支配株主による株式等売渡請求制度」に関する手続についての最高裁判例	本決定は、株式売渡請求の手続において売買価格決定の申立てをすることができる売渡株主の範囲について最高裁として初めて判断を示したものである。通知又は公告後に売渡株式を譲り受けた者による申立ての可否という限定的な範囲での解釈の明確化ではあるものの、理論的にも実務的にも重要な意義を有する。

\* 「特別支配株主による株式等売渡請求制度」  
 特別支配株主において、株式等売渡請求に係る株式を発行している対象会社の株主総会決議を経ることなくキャッシュ・アウト（支配株主が、少数株主の有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく金銭を対価として取得すること）を行う制度である（坂本三郎編著・一問一答 平成26年改正会社法（2版、商事法務・2015）250頁）。  
 →従来の実務では、キャッシュ・アウトの手法として、全部取得条項付種類株式を取得（会社法171条1項）の方法を用いることが通例とされていたが、これによる場合は、常に対象会社の株主総会の特別決議を要することとなるため、キャッシュ・アウトの完了までに長期間を要し、時間的・手続的成本が大きいなどと指摘されていた。そこで、機動的なキャッシュ・アウトを可能とするため、平成26年改正において、対象会社の総株主の議決権の10分の9以上を有する「特別支配株主」が、対象会社の株主総会決議を要することなく少数株主に対してその保有する対象会社の株式を売り渡すよう請求することのできる、「株式売渡請求」の制度が設けられた（坂本編著・前掲書252頁）。  
 →対象会社の少数株主は、その意思にかかわらず自らの有する対象会社の株式を売り渡すこととなるため、これらの株主（売渡株主）の利益を保護するため、株式売渡請求には対象会社の承認を要すること（会社法179条の3）等とされ、また、売渡株主がその利益を確保する方法として、売渡株式の取得の差止請求（会社法179条の7）、売買価格決定の申立て（会社法179条の8）及び売渡株式の取得の無効の訴え（会社法846条の2）が認められている（坂本編著・前掲書255頁）。